

議案第 2 号

階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日 提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年階上町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「とあるのは「第 15 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における、」を「とあり、」に改め、「第 2 項」の次に「及び前項」を加え、「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」及び「するために請求した場合には、公務の運営に支障がある」と」を削り、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第 15 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」」を「第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。)における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

第 15 条第 1 項中「その他規則で定める者」の次に「(第 17 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 17 条の次に次の 3 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 17 条の 2 任命権者は、階上町職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年階上町条例第 1 号)第 27 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 階上町職員の育児休業等に関する条例第 27 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 17 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係

る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 17 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附則第 7 項中「第 1 項」を削る。

附則第 10 項中「から附則第 14 項まで」を削る。

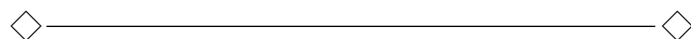
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 3 第 2 項の規定による請求(3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。
- 3 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。



提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と育児又は介護との両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。